特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

野々市市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させる危険を軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

予防接種に関する事務では、事務の一部を外部委託先事業者に委託しているが、委託先の情報保護管理体制の確認及び秘密保持に関して契約に含めることにより万全を期している。

評価実施機関名

野々市市長

公表日

令和5年6月5日

[平成31年1月 様式2]

関連情報

1.特定個人情報ファイル	を取り扱う事務				
事務の名称	予防接種に関する事務				
事務の概要	(評価対象事務全体の概要) ・予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施または給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。 予防接種の実施に係る事務及び定期の予防接種を受けたことにより疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合に、健康被害救済の給付を受ける際の事務。・新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの。・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 (特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容) ・予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。対象者に接種券の発行接種記録の管理 予防接種健康被害救済の給付に必要な情報の把握 ・アクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者及び発行した接種券の登録並びに予防接種の実施後における接種記録等の登録、管理並びに他市区町村への接種記録の照会・提供・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。				
システムの名称	健康管理システム 中間サーバ・ソフトウェア ワクチン接種記録システム(VRS)				
2.特定個人情報ファイル名					
(the form > = - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -					

健康管理システムデータファイル

REMOTE TO THE TOTAL	**				
3.個人番号の利用					
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1(第10項、第93の2項) 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供)				
4.情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携				
実施の有無	<選択肢> 1) 実施する] 2) 実施しない 3) 未定				
法令上の根拠	(情報提供) 番号法第19条第8号、別表第二 16の2、16の3、115の2の項 (情報照会) 番号法第19条第8号、別表第二 16の2、17、18、19、115の2の項				
5.評価実施機関における	担当部署				
部署	健康福祉部健康推進課				
所属長の役職名	健康推進課長				
a to a see the see 186 mm					

6.他の評価実施機関

7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先健康推進課

8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 健康推進課

しきい値判断項目

1.対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	いつ時点の計数か	令和	15年4月1日 時点			
2. 取扱者	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]		<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
	いつ時点の計数か		15年4月1日 時点			
3.重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

リスク対策

1 . 提出する特定個人情報	保護	評価書の種類				
[基礎	項目部	平価書]		1) 基 2) 基	択肢 > 礎項目評価書 礎項目評価書及び 礎項目評価書及び	重点項目評価書 全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実 載されている。	施機関	『については、それぞれ』	点項目部	呼価書又は全項目評値	画書において、リス?	ウ対策の詳細が記
2.特定個人情報の入手(情報技	是供ネットワークシスラ	「ムを通	た入手を除(。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	1) 特 2) 十	択肢 > に力を入れている 分である <u>題が残されている</u>	
3.特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	1) 特 2) 十	択肢 > に力を入れている 分である 題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	1) 特 2) 十	択肢 > に力を入れている 分である 題が残されている	
4.特定個人情報ファイルの	の取扱	及いの委託			1]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	1) 特 2) 十	択肢 > に力を入れている 分である 題が残されている	
5.特定個人情報の提供・移転	坛(委詞	託や情報提供ネットワー	クシステム	ムを通じた提供を除く	.) []提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	1) 特 2) 十	択肢 > に力を入れている 分である 題が残されている	
6.情報提供ネットワークシ	ノステ.	ムとの接続		[]接続しなし	ハ(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	1) 特 2) 十 3) 課	択肢 > に力を入れている 分である <u>題が残されている</u>	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	1) 特 2) 十	択肢 > に力を入れている 分である <u>題が残されている</u>	
7.特定個人情報の保管・	消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	1) 特 2) 十	択肢 > に力を入れている 分である <u>題が残されている</u>	
8.監査						
実施の有無	[〕自己点検	[]	内部監査	[] 外部監	<u></u> 查
9.従業者に対する教育・日	岑 発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	1) 特 2) 十	択肢 > に力を入れて行って 分に行っている 分に行っていない	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月13日	評価実施機関における担当 部署	健康推進課長 肥田 千春	健康推進課長 綿野 敏紀	事後	
平成28年7月22日	. 7.1207 (22	1,000人以上1万人未満	1,000人未満(任意実施)	事後	
平成28年7月22日	-1対象人数 及び -2取 扱者数	平成27年5月20日時点	平成28年6月30日時点	事後	
平成28年10月26日		実施しない	実施する	事前	
平成28年10月26日	-4- 法令上の根拠	-	(情報提供) 番号法 第19条第7号、別表第二 16の2の項	事前	
十月23年4月20日	一部者	健康推進課長 綿野 敏紀	健康推進課長 肥田 千春	事後	
平成29年5月23日	-1対象人数 及び -2取 扱者数	平成28年6月30日時点	平成29年4月28日時点	事後	
平成30年6月28日		健康推進課長 肥田 千春	健康推進課長	事後	
平成30年6月28日	. 7.1207 (22	1,000人未満(任意実施)	1,000人以上1万人未満	事後	
平成30年6月28日	-1対象人数 及び -2取 扱者数	平成29年4月28日時点	平成30年6月6日時点	事後	
令和1年6月10日	リスク対策	-	項目追加による記載	事後	
令和2年10月1日	-1対象人数 及び -2取 扱者数	平成30年6月6日時点	令和2年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月1日	-1- 事務の概要	(評価対象事務全体の概要) 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施または給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。 予防接種の実施に係る事務及び定期の予防接種を受けたことにより疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合に、健康被害救済の給付を受ける際の事務。 (特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容) 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に	種を受けたことにより疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合に、健康被害救済の給付を受ける際の事務。 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの。(特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容) 予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別	事前	
令和3年3月1日	-3法令上の根拠		番号法第9条第1項 別表第1(第10項、第93 の2項)	事前	
令和3年3月1日	-4- 法令上の根拠	街写法 第19宗第7号、別表第二 1000200項 (情報照会)	(情報提供) 番号法 第19条第7号、別表第二 16の2、11 5の2の項 (情報照会) 番号法 第19条第7号、別表第二 16の2、1 7、18、19、115の2の項	事前	
令和3年3月1日	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事前	
令和3年3月1日	-1対象人数 及び -2取 扱者数	令和2年4月1日時点	令和3年3月1日時点	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年5月7日	-1- 事務の概要	・新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの。(特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容)・予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 対象者に接種券の発行接種記録の管理 予防接種に係る費用を徴収しない者の把握予防接種健康被害救済の給付に必要な情報の把握	・新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの。・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 (特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容)・予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。対象者に接種券の発行接種記録の管理予防接種健康被害救済の給付に必要な情報の把握予防接種健康被害救済の給付に必要な情報の把握・ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種の把握・ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種が象者及び発行した接種券の登録並びに予防接種の実施後における接種記録等の登録、管理並びに他市区町村への接種記録の照会・提供	事前	
令和3年5月7日	-1- システムの名称	健康管理システム 中間サーバ・ソフトウェア	健康管理システム 中間サーバ・ソフトウェア ワクチン接種記録システム(VRS)	事前	
令和3年5月7日	-3法令上の根拠	悉只注第Q条第1項 则素第1/第1N項 第Q3	番号法第9条第1項 別表第1(第10項、第93 の2項) 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染 症対策に係る予防接種事務におけるワクチン 接種記録システムを用いた情報提供・照会の み) 番号法第19条第5号(委託先への提供)	事前	
令和3年6月1日	-4- 法令上の根拠		(情報提供) 番号法 第19条第7号、別表第二 16の2、16 の3、115の2の項	事前	
令和3年6月1日	-1対象人数 及び -2取 扱者数	令和3年3月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月5日	1 事務の概要	・ソソナノ按性記球ン人ナム(VRS)への予例技 括対色老なが発行した接続巻の発気がに子	・ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者及び発行した接種券の登録並びに予防接種の実施後における接種記録等の登録、管理並びに他市区町村への接種記録の照会・提供・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	
令和3年8月5日	3法令上の根拠	番号法第19条第15号	番号法第19条第16号	事前	
令和3年8月5日	3法令上の根拠	番号法第19条第5号	番号法第19条第6号	事前	
令和3年8月5日	4 法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	
令和4年6月21日	-1対象人数 及び -2取 扱者数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年6月5日	-1対象人数 及び -2取 扱者数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	